



2024年9月9日号  
最低賃金が改定されます！

---

1分でわかる！  
会社を成長させるための  
桑原事務所メルマガ通信

---

山口県の最低賃金が改訂されます！

**979円（時間額）**（令和6年10月1日 発効）

これまでの最低賃金928円（時間額）からは+51円となり、昨年度を上回る大幅な引き上げとなります。10月1日以降はご注意ください。

**【参考】最低賃金の計算方法**

月給等の場合は下記手当（賃金）を除いたうえで、所定労働時間で時間額に割り戻す方法により確認して下さい。

（除外手当例）

臨時的手当、1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、時間外等割増手当、固定残業手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当

（計算例）

月給16.8万円 通勤手当月額1万円 時間外手当月額1万円 合計18.8万円  
年間所定労働時間 2,080時間の場合

月給16.8万円（通勤、時間外手当は除外手当）×12箇月÷2,080時間

≒ 969円 < 979円

よって、この場合には最低賃金法違反となります。

上記計算例は原則的な例です。この他にも特定（産業別）最低賃金もありますので、ご不明な点は当桑原事務所までご相談下さいませ。

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

最低賃金の発効にあわせて、助成金を活用しませんか？（※発効日前日までに要引き上げ）

- キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定した場合

助成額：3.3万円～/人（上限100人）

[キャリアアップ助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_hake)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_hake](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_hake)  
[n/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_hake)

※※賃金引き上げまでに、計画書等の提出が必要です

- 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資で生産性の向上を図った場合  
助成額：設備投資にかかった費用の75～90%（引上げ人数に応じて上限額あり）

[業務改善助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

※※賃金引き上げまでに、計画書等の提出が必要です

- 山口県初任給等引上げ応援奨励金

34歳以下の正社員の基本給を3%以上（定期昇給分除く）上げた場合  
助成額：10万円/人（上限100万円）

[初任給等引上げ応援奨励金について - 山口県ホームページ \(yamaguchi.lg.jp\)](https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/215267.html)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/215267.html>

申請をご希望される方は、お早めに桑原事務所までご相談下さい。

近隣県の地域別最低賃金（発効日）

福岡県 992円（令和6年10月5日）

広島県 1,020円（令和6年10月1日）

東京都 1,163円（令和6年10月1日）

---

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井1143-1

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

